

「松阪市立松ヶ崎小学校・米ノ庄小学校 再編活性化実施計画（案）」の概要

松阪市教育委員会事務局
教育総務課 学校活性化推進室

（1）統合校において進める教育体制

- ・家庭をめぐる状況が変化し、地域社会における子どもの社会性育成機能が低下する中で、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待は大きくなっている。
- ・一方で、少子化等に伴う学校の小規模化により、クラス替えができない規模の学校や多様な教職員集団からの指導を受けられない規模の学校が多くなってきている。
- ・このような背景の下で、中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化、一定程度の児童生徒集団の確保、より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保など、学校教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっている。

○統合校においては、多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら切磋琢磨し、社会性や協調性を育む機会を確保するとともに、校区の広がりにより大きくなった学びの場において、地域と学校が連携して探究的な学習に取り組むことで、子どもたちの郷土に対する誇りと愛着を育んでいく。

○さらには、三雲中学校区において、校区ならではの特色や資源を活用しながら、学校・家庭・地域が一体となって子どもの学びと育ちを支える教育体制『**地域総ぐるみでの教育**』を構築していく。「①学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」、「②探究的な学習」、「③小中連携教育」をその3つの柱として取り組むことで、三雲中学校区における「地域の活性化」、「教育の質の向上」、「子育てしやすいまちの実現」をめざしていく。

（2）再編活性化の方策

- ・松ヶ崎小学校は、複式学級が発生している状況であり、基本方針に基づく対象校である。
- ・隣接する学校に大規模校がなく標準規模校と小規模校である場合、「隣接校との統合」が適していることから、再編活性化の方策として「統合」を採用する。

（3）統合校の枠組み

- ・同一中学校区であること、中学校区内の学校間における児童数のバランスなどを勘案するとともに、立地、通学距離等の教育環境の観点から、松ヶ崎小学校、米ノ庄小学校の2校の統合とする。
- ・いずれかに吸収統合するものではなく、新設統合とする。

(4) 統合後に使用する学校施設

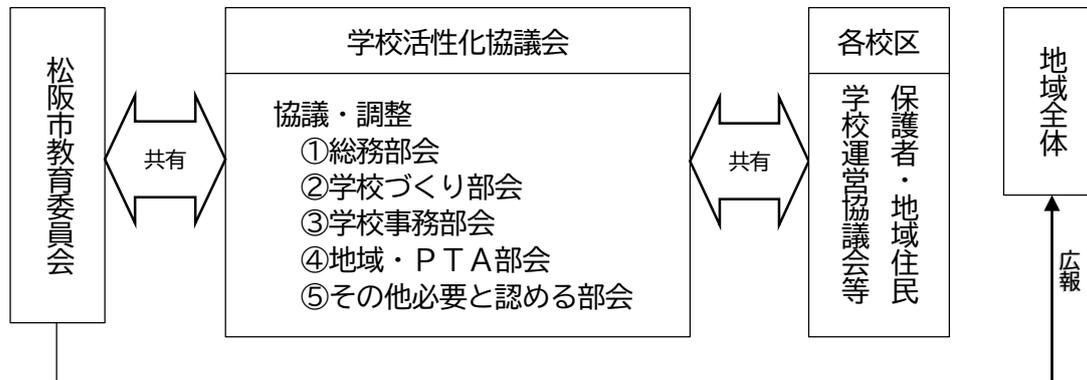
- ・校舎の建築年度及び教室数、児童の学校間移動を最小限にするという観点から、米ノ庄小学校の学校施設を活用していく。

(5) 統合の時期、スケジュール

- ・統合の時期は、令和8(2026)年4月1日とする。
- ・方向性の決定後、令和6~7年度の間で、準備部会による協議・調整、学校施設の改修工事等、必要な準備を進めていく。

(6) 準備部会による協議・調整

- ・再編活性化を円滑に進めるため、学校活性化協議会と必要な準備部会を設置して協議・調整するとともに、教育委員会と情報共有を図る。
- ・準備部会として、総務部会、学校づくり部会、学校事務部会、地域・PTA部会のほか、必要に応じて、新たな部会を設置することができる。(【資料】参照)
- ・調整できた事項は『学校活性化協議会だより』にて地域全体へ周知していく。



(7) 再編活性化に伴い配慮すべき主な事項

①児童の環境変化への対応

- ・新たな学校生活に円滑に移行できるよう、再編活性化前の段階から学校間における交流学习の機会を増やす。
- ・児童の学習面や心理面についてスクールカウンセラーを活用するなど十分に配慮していく。

②通学環境の整備

- ・通学路の設定・安全確保については、学校、地域、保護者が一体となって確認、調整していく。
- ・スクールバスの活用については、通学距離の基準（概ね 4 km以内）に関わらず、道路状況や児童の通学状況に鑑み、柔軟に対応する。なお、スクールバス等の手立てを講じる場合には、児童の運動不足や教育活動の時間の確保など十分に配慮していく。

③放課後児童クラブの運営

- ・放課後児童クラブについては、再編活性化に合わせて統合することなく、現状どおりの運営を原則として調整していく。

④学校施設及び跡地の活用

- ・学校として使用されなくなる施設及び跡地の活用については、引き続き避難所としての機能を保持するとともに、地域の意向やニーズを考慮の上、多角的な視点から将来を見通した有効活用策を地域とともに検討していく。

⑤新入学児童に対する配慮

- ・新入学予定児童の保護者から「最初から統合予定校に入学できないか」との声もあることから、統合移行期間中における新入学児童の入学校について柔軟に対応できるかどうか検討していく。

(8) その他

- ・この計画は、準備部会や施設整備の進捗状況等に応じて、適宜、見直しを行うこととする。

【資料】準備部会の構成（例）

部会名	構成	主な協議事項
総務部会	地域住民 学校長	① 校名、校章、校歌等に関する事 ② 閉校、開校の式典行事に関する事 ③ 学校の沿革に関する事 ④ 学校施設、跡地の活用に関する事 ⑤ その他、総務部会に関する事項
学校づくり部会	学校職員	① 児童及び保護者の環境変化への対応に関する事 ② 学校間における交流学習に関する事 ③ 教育目標、学校運営方針、校則、指定品に関する事 ④ 教育課程、教室配置、学校行事に関する事 ⑤ 校務分掌、組織その他学校運営に関する事 ⑥ 児童会、生徒会に関する事 ⑦ その他、学校づくり部会に関する事項
学校事務部会	学校職員	① 学校予算に関する事 ② 学校図書に関する事 ③ 教材・教具、学校備品に関する事 ④ 保存文書に関する事 ⑤ 学校事務に関する事 ⑥ 学校間の移転計画に関する事 ⑦ 学校保健に関する事（備品等の整理を含む） ⑧ 学校給食に関する事（備品等の整理を含む） ⑨ その他、学校事務部会に関する事項
地域・PTA部会	学校運営協議会 保護者 学校管理職	① 通学路、緊急下校時体制等に関する事 ② スクールバスに関する事 ③ 放課後児童クラブに関する事 ④ コミュニティ・スクールに関する事 ⑤ PTA組織に関する事 ⑥ その他、地域・PTA部会に関する事
その他		各部会間の調整を担当する「全体調整部会」など （必要に応じて設置することができる。）

- ・事務局は、学校活性化推進室が担当する。
- ・『学校活性化協議会だより』の発行により、各準備部会での調整事項を地域全体へ周知していく。（教育委員会が発行）

【資料】各小学校の学級数・児童数の現状（令和6年5月1日現在）

■統合校

小学校	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援		複式 1,2年 3,4年 5,6年
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	
松ヶ崎	4 (3)	32 (31)	-	2	1	6	-	4	1	5	-	4	1	10	1	1	
米ノ庄	9 (7)	197 (188)	1	23	2	39	1	24	1	32	1	33	1	37	2	9	-
統合校	12 (10)	229 (219)	1	25	2	45	1	28	2	37	2	37	2	47	2	10	

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

■（参考）中学校区全体

小学校	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援		複式 1,2年 3,4年 5,6年
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	
松ヶ崎	4 (3)	32 (31)	-	2	1	6	-	4	1	5	-	4	1	10	1	1	
米ノ庄	9 (7)	197 (188)	1	23	2	39	1	24	1	32	1	33	1	37	2	9	-
天白	18 (14)	427 (402)	2	61	2	55	3	75	3	73	2	64	2	74	4	25	-
鵜	7 (6)	93 (90)	1	16	1	10	1	17	1	10	1	16	1	21	1	3	-
小野江	10 (8)	205 (197)	1	31	1	30	1	23	2	38	2	39	1	36	2	8	-
合計		954 (908)		133		140		143		158		156		178		46	

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

【資料】各小学校の学級数・児童数の将来推計（令和6年5月1日時点データに基づく）

■統合校

小学校	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
松ヶ崎	4 (3)	32 (31)	4 (3)	28 (27)	5 (4)	30 (29)	4 (4)	27 (27)	3 (3)	25 (25)	3 (3)	22 (22)	3 (3)	23 (23)
米ノ庄	9 (7)	197 (188)	8 (7)	183 (175)	8 (7)	168 (162)	8 (7)	150 (145)	8 (7)	145 (140)	7 (6)	123 (121)	6 (6)	118 (118)
統合校	12 (10)	229 (219)	11 (9)	211 (202)	10 (8)	198 (191)	9 (7)	177 (172)	9 (7)	170 (165)	7 (6)	145 (143)	6 (6)	141 (141)

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

■（参考）中学校区全体

小学校	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	学級	児童												
松ヶ崎	4 (3)	32 (31)	4 (3)	28 (27)	5 (4)	30 (29)	4 (4)	27 (27)	3 (3)	25 (25)	3 (3)	22 (22)	3 (3)	23 (23)
米ノ庄	9 (7)	197 (188)	8 (7)	183 (175)	8 (7)	168 (162)	8 (7)	150 (145)	8 (7)	145 (140)	7 (6)	123 (121)	6 (6)	118 (118)
天白	18 (14)	427 (402)	19 (15)	420 (401)	19 (15)	396 (384)	18 (14)	367 (358)	15 (13)	330 (327)	14 (13)	327 (326)	13 (13)	319 (319)
鵜	7 (6)	93 (90)	7 (6)	84 (81)	7 (6)	80 (77)	7 (6)	80 (78)	7 (6)	77 (75)	7 (6)	73 (72)	6 (6)	63 (63)
小野江	10 (8)	205 (197)	11 (9)	206 (200)	10 (8)	196 (191)	9 (7)	180 (176)	9 (7)	179 (177)	8 (7)	172 (171)	7 (7)	164 (164)
合計	/	954 (908)	/	921 (884)	/	870 (843)	/	804 (784)	/	756 (744)	/	717 (712)	/	687 (687)

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

【資料】統合予定年度（令和8年度）における学年別学級数・児童数の推計

（令和6年5月1日時点データに基づく）

R8	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
松ヶ崎	5 (4)	30 (29)	1	6	-	6	1	2	-	6	1	4	1	5	1	1
米ノ庄	9 (7)	168 (162)	1	20	1	24	1	23	2	39	1	24	1	32	2	6
統合校	10 (8)	198 (191)	1	26	1	30	1	25	2	45	1	28	2	37	2	7

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

【資料】各小学校の施設概要（令和6年4月1日現在）

項目	松ヶ崎小学校	米ノ庄小学校
設置年	昭和46年 (1971年)	平成3年 (1991年)
敷地	11,748	16,847
校舎（延床面積）	1,881	2,973
体育館（延床面積）	593	931
運動場	4,406	6,264
プール（水面積）	250	357

(単位：m²)

項目	松ヶ崎小学校	米ノ庄小学校
普通教室	7	10
普通教室 ※普通教室として使用可能な 教室を含む。	6	9
普通教室 (特別支援)	1	1
特別教室	6	6
音楽室	1	1
理科室	1	1
図工室	1	1
家庭科室	1	1
図書室	1	1
その他の用途	1 (多目的教室)	1 (和室)
その他	—	2
資料室/教材室	—	1
ランチルーム	—	1
会議室	—	—

【資料】各小学校区の放課後児童クラブの概要（令和6年4月1日現在）

対象校区	松ヶ崎小学校	米ノ庄小学校
クラブ名称	おかげさん家	よねっこ
運営主体	社会福祉法人 若葉福祉会	一般社団法人 よねっこ
使用施設	若葉保育園 旧園舎	学校敷地内公設専用施設
在籍児童数	21人	32人
1年生	2人	8人
2年生	5人	14人
3年生	3人	4人
4年生	4人	5人
5年生	2人	1人
6年生	5人	0人